

令和 7 年度那須塩原市青木地区脱炭素先行地域における
太陽光発電設備普及促進業務公募型プロポーザル実施要領

1 概要

(1) 業務の名称

令和 7 年度那須塩原市青木地区脱炭素先行地域における太陽光発電設備普及促進業務

(2) 業務の目的及び内容

別紙仕様書に記載のとおり

(3) 履行期間

契約日の翌日から令和 8 年 3 月 25 日まで

(4) 提案上限額

2, 000, 000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 担当部局及び書類提出先等

那須塩原市環境戦略部カーボンニュートラル課 担当：向井、藤田

〒325-8501 栃木県那須塩原市共墾社108番地2

電話：0287-74-2603 FAX：0287-62-7202

e-mail：carbon-neutral@city.nasushiobara.tochigi.jp

2 応募条件

(1) 応募要件

ア 単独又はグループでの応募とする。

イ 応募者（グループの場合、全ての構成員）は日本国内の事業者に限る。

ウ グループは、すべての構成員を明らかにし、その役割分担を明確にすること。

エ 1 グループの構成員は、他のグループの構成員となることができない。

(2) 応募者の資格要件

応募者（グループの場合、全ての構成員）は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく那須塩原市の入札参加制限を受けていないこと。

ウ 那須塩原市建設工事請負業者等指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては、開始手続の決定後、那須塩原市入札参加資格再認定を受けていること。

オ 役員その他経営に実質的に関与している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。併せて、同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められること等がないこと。

3 公募型プロポーザルの手続等

(1) プロポーザルの日程

ア 事業公募開始	令和7年4月22日（火）
イ 参加申請書提出期限	令和7年5月7日（水）正午まで
ウ 質疑書提出期限	令和7年5月7日（水）正午まで
エ 質疑回答	令和7年5月9日（金）（予定）
オ 企画提案書提出期限	令和7年5月21日（水）正午まで
カ プレゼンテーション	令和7年6月2日（月）（予定）
キ 審査結果通知・公表	令和7年6月5日（木）（予定）

(2) 参加申請書の提出

本件に参加する場合は、参加申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、以下のとおり提出すること。

なお、参加申請書提出者に対し、資格確認結果等の通知は行わない。ただし、資格要件を満たさないと判断した者については、個別に通知する。

ア 提出期限 令和7年5月7日（水）正午まで（必着）

イ 提出書類 ①参加申請書（様式第1号） 代表者印を押印したもの1部
②参加資格要件確認書（様式第2号） 1部

ウ 提出方法 持参又は郵送による。なお、持参する場合は、事前に来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合は、提出期限に必着とし、書留その他の到達を確認できる方法に限る。

エ 提出先 1(5)に同じ。

オ 参加辞退 参加表明後、都合により辞退する場合には、速やかに辞退届（様式第3号）を提出すること。なお、辞退届の提出期限は、企画提案書提出期限と同日とする。

(3) 質疑

本件に関し質疑がある場合は、質疑書（様式第4号）により受け付ける。

ア 提出期限 令和7年5月7日（水）正午まで（必着）

イ 提出先 1(5)に同じ。

ウ 提出方法 電子メール

質疑書を添付し送付すること。なお、質疑書を提出した場合は、電話により到着の確認を行うこと。また、電子メールの件名は、次のとおりとすること。ただし、参加者名称は、略称でも可とする。

件名：先行地域普及促進：＋送信年月日[yyyymmdd]＋（参加者名称）

【例】株式会社△△△△が令和7年4月25日に質疑書を送付した場合
先行地域普及促進：20250425株式会社△△△△

エ 質疑への回答

質疑への回答は、参加申請を行った全ての事業者へ、回答書を添付した電子メールを返信する。ただし、質問内容により事業者選定の公平性を保てないと判断された場合は、回答を行わないことがある。

オ 質疑回答予定日 令和7年5月9日（金）

(4) 企画提案書等の提出

ア 提出期限 令和7年5月21日（水）正午まで（必着）

イ 提出書類

① 履行実績等（様式第 5 号）

履行実績等の添付書類については、可能な限り A 4 サイズとすること。
ただし、やむを得ず A 3 サイズとする場合は、片袖折りをして A 4 サイズにあわせること。

② 業務実施体制図（様式第 6 号）

③ 企画提案書（様式第 7 号）

企画提案書については、A 4 用紙とし、複数ページとなる場合は、ページ番号を付すこと。

④ 価格提案書（様式第 8 号）

⑤ 記載内容確認書（様式第 9 号）

ウ 提出部数 正本 1 部、CD-R 1 枚（CD-R 電子データは押印省略可）

エ 提出方法 正本等は、持参又は郵送による。なお、持参する場合は、事前
に来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合は、提出期限に必着し、書留
その他の到達を確認できる方法に限る。

オ 提出先 1 (5)に同じ。

4 評価方法等

(1) 評価基準

別表「評価基準」のとおり。

(2) 評価方法

ア 評価基準により能力評価、提案評価及び価格評価を行い、それぞれの評価
点の合計が最も高い者を契約候補者として選定する。なお、同点となった者が
複数あった場合は、提案評価の評価点がより高い者を契約候補者として選定す
る。

イ 提案評価は、提案書及びプレゼンテーションにより評価する。

ウ 能力評価と提案評価の配点を合算した配点の 5 割を基準点とし、基準点に
満たなかった提案者は選定の対象としない。

エ 参加申請者が 4 者以上のときは、事前に能力評価による 1 次選考を行い、
その評価点が上位の 3 者において提案評価及び価格評価による 2 次選考を行
う。

オ 1 次選考の結果は、令和 7 年 5 月 23 日（金）までに電子メールにより通
知する。

(3) 提案評価（プレゼンテーション）

ア 開催日 令和 7 年 6 月 2 日（月）を予定

提案者毎の集合時間・場所等については、別途通知する。

イ 時間 提案者毎の時間は、30 分（プレゼンテーション 15 分、質疑応答
15 分）とする。準備に要する時間は、別途確保する。

ウ 参加人数 参加人数は、3 人以内とする。なお、本業務において予定し
ている主担当者は必ず出席すること。

エ 注意事項

① 発表の順番等については、提案者と協議することなく、市が決定する。

② プレゼンテーションは企画提案書をもとに行うこと。

③ 企画提案書の内容をプレゼンテーション用に再構成することは可とするが、企画提案書と異なる内容の提案は、評価対象外とする。なお、配布する場合は、8部用意すること。

④ プレゼンテーションに当たり、市が用意するプロジェクタ及びスクリーンを使用することができる。この場合において、必要となるノートパソコン等については、当日持参すること。

(4) 結果通知

評価結果は、令和7年6月5日（木）までに書面により通知する。同日までに通知を発送できない場合は、電子メール等により別途連絡する。

5 契約の締結

契約候補者の選定後、被選定者と仕様書及び企画提案書の内容により提出された価格提案書の記載額で契約を行う。ただし、選定後契約締結前に契約内容について協議を行うことがある。協議の結果、契約に至らなかったときは、審査において次順位であった者を新たに契約候補者とし、協議を行う。

6 その他

(1) 企画提案書の提出後、提案者が2に該当しなくなったとき、提出した書類に虚偽の記載があったとき、その他本実施要領等に違反したときは、当該提案者の提案は無効とする。

(2) 企画提案書の記述は、職員が補足説明を要せず理解できる内容とすること。

(3) 企画提案書の記載内容は、本業務における実施義務を提案者が提示したものとする。

(4) 企画提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。

(5) 提出された資料は、返却しない。

(6) 審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は、認めない。

(7) 本プロポーザルは、随意契約の優先交渉者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。